

第1条【朝日外為WEBサービス】

1. [サービス内容]

「朝日外為WEBサービス」(以下「本サービス」といいます)とは、本サービスの契約者(以下「契約者」といいます)がパーソナルコンピュータ等の端末機(以下「使用端末機」といいます)よりインターネットを経由して、当金庫に対して本サービスにかかる取引の依頼を行い、当金庫がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。契約者は本サービスにおける次の各種サービスを利用することができます。

- 外国送金受付サービス
- 輸入信用状受付サービス

2. [使用できる機器等]

本サービスの利用に際して使用できる機器およびブラウザのバージョンは、当金庫所定のものに限りません。なお、インターネットに接続できる環境を有しない方は利用できません。

3. [利用資格]

本サービスの利用を申し込むことができるのは、次の各号すべてに該当する方とします。

- 1) 法人または個人事業主の方。
- 2) インターネットを利用可能な環境にある方。
- 3) 当金庫お取引店に円建普通預金口座または当座預金口座をお持ちの方。

4. [取扱日および利用時間帯]

本サービスの取扱日および利用時間帯は、当金庫所定の日および時間帯とします。

5. [取引日付]

- 1) 契約者は、翌営業日以降を指定日として本サービスの依頼を行うことができます。指定日は、当金庫所定の期間内で当金庫所定の日付を指定することができます。
- 2) 契約者は、指定日当日に本サービスの依頼を行うことができます。ただしこの場合、契約者は使用端末機から当金庫への送信を当金庫所定の時間内に行うものとし、また、送信が所定の時間内に行われた場合であっても、対外発電が翌営業日になる場合があることについて、事前に同意するものとします。

第2条【本サービスの管理者および利用者】

1. [管理者および利用者の登録]

- 1) 契約者は、本サービスの管理者(以下「管理者」といいます)を、当金庫所定の手続きにより登録するものとします。なお、管理者を複数指定することはできません。
- 2) 契約者は、管理者の利用権限を一定の範囲で代行する利用者(以下「利用者」といいます)を、当金庫所定の手続きにより、当金庫所定の数に至るまで登録できるものとします。
- 3) 契約者は、管理者および利用者に関する登録内容の変更について、当金庫所定の方法で直ちに届け出るものとします。なお、変更の種類によっては、変更手続きの完了までに時間を要することがあり、この場合当金庫は、当金庫内で変更手続きが完了するまでの間、管理者および利用者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

2. [管理者が行う取引]

管理者は使用端末機から、当金庫所定の管理業務(以下「管理業務」といいます)を行うことができます。なお、契約者は、契約者本人の責任において管理者に本規定を遵守させ、管理業務に関する責任は契約者が負うこととします。

3. [利用者が行う取引]

利用者は、使用端末機から当金庫所定の範囲内のサービスを利用できるものとします。なお、契約者は、契約者本人の責任において利用者に本規定を遵守させ、その利用に関する責任は契約者が負うこととします。

第3条【利用申込み】

1. [申込手続き]

本サービスを利用するには、本規定の内容を十分理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで当金庫所定の申込手続きを行うものとします。

2. [利用申込の不承諾]

第1条第3項に該当する方からの利用申込みであっても、虚偽の事項を届け出たことが判明した場合、または当金庫が利用を不適当と判断した場合には、当金庫は利用申込みを承諾しないことがあります。なお、当金庫が利用申込みを承諾しない場合、当金庫はその理由を通知いたしません。この場合利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。

3. [パスワードの届出]

本サービスの利用を申し込む方(以下「利用申込者」といいます)は、本サービスの利用申込時に管理者名、利用者名等の登録に必要な事項および企業パスワードを当金庫へ届け出ます。当金庫は、管理者用ログインID(以下「管理者ID」といいます)および利用者用ログインID(以下「利用者ID」といいます)を採番したうえで、初回ログイン時に使用する仮のパスワード(以下「初期パスワード」といいます)を設定します。初回ログイン時には、当金庫所定の申込書控に記入された企業パスワードと初期パスワードによりログインし、使用端末機からパスワードを変更するものとします。

当金庫は、この変更手続きにより届け出られたパスワードを本サービスの正式なパスワードとします。

4. [リスクの承諾]

当金庫は、本規定、マニュアル、パンフレット、ホームページ等に、本サービスに関するリスクおよび当金庫がリスク対策のために採用しているセキュリティ手段を明示します。

利用申込者は、本サービスにリスクが存在することを承諾し、リスクの内容を理解し、当金庫のリスク対策の内容をすべて理解したうえで利用申込みを行うものとします。

第4条【手数料】

1. [サービス利用手数料]

- 1) 本サービスのご利用にあたり、当金庫は当金庫所定のサービス利用料金(消費税を含みます。以下同じ)として、月額基本手数料をいただきます。
- 2) 月額基本手数料は、小切手の振出または普通預金通帳および払戻請求書の提出なしに、申込書記載の指定口座から毎月当金庫所定の日に前月分を自動的に引落とします。
なお、初回の引落としは、サービス利用開始月の翌月分からです。
- 3) 当金庫は、本サービスの月額基本手数料にかかわる領収書は発行いたしません。

2. [送金手数料]

- 1) 本サービスにより外国送金を取り組む場合は、前項のサービス利用料金とは別に当金庫所定の送金手数料をいただきます。
- 2) 送金手数料は、送金依頼の都度または毎月所定の日に、当該送金の支払指定口座から、小切手の振出または普通預金通帳および払戻請求書の提出なしに引落とします。
- 3) 外国送金の組戻しを行った場合、当金庫所定の組戻手数料をいただきます。

3. 【信用状発行・条件変更手数料】

- 1) 本サービスにより信用状開設、条件変更等を取り組む場合は、前項のサービス利用料金とは別に当金庫所定の信用状開設・条件変更手数料(以下「輸入信用状関係手数料」といいます)をいただきます。
- 2) 輸入信用状関係手数料は、信用状開設、条件変更の都度または毎月所定の日に支払指定口座から、小切手の振出または普通預金通帳および払戻請求書の提出なしに引落とします。

4. 【手数料の変更】

本サービスの利用手数料、送金手数料および輸入信用状関係手数料については、契約者に事前に通知することなく変更する場合がありますが、この場合も、当金庫所定の方法によりサービス利用手数料等を引落とします。

第5条【送金代り金および手数料支払口座の指定】

利用申込者は、あらかじめ当金庫所定の申込書により、外国送金の代り金および本サービスに関わる手数料の支払口座を指定するものとします。なお、指定口座として申し込むことができるのは、当金庫お取引店における利用申込者ご本人の預金口座に限ります。

1. 【送金代り金支払口座】

- 1) 円預金口座の指定
送金代り金口座として、円建普通預金または当座預金いずれか1口座を指定するものとします。
なお、既に「預金口座振替依頼書(外国為替取引)」により外国為替取引にかかわる支払口座を届出済みの場合は、当該届出済口座と同一の口座を指定口座とすることに同意します。
- 2) 外貨普通預金口座の指定
送金代り金口座として、外貨普通預金口座を指定することができるものとします。
ただし、指定できる口座は外国送金通貨と同一の通貨建口座に限ります。

2. 【手数料支払口座】

利用申込者は、あらかじめ当金庫所定の申込書により外国送金関係手数料、輸入信用状関係手数料およびサービス利用料金である月額基本手数料の支払口座を指定するものとします。

なお、これら手数料の支払口座は、「預金口座振替依頼書(外国為替取引)」にて指定した円預金口座と同一の口座を指定するものとします。

第6条【本人確認】

1. 【管理者の本人確認】

- 1) 管理者が本サービスの管理業務を行う場合、使用端末機に管理者ID、および管理者用ログインパスワード(以下「管理者パスワード」といいます)を入力し、当金庫あてに送信するものとします。
当金庫は、送信されたこれらの各番号と当金庫に登録されている各番号との一致を確認した場合に、送信者を管理者本人とみなします。
- 2) 当金庫が前号の方法により本人確認を行い取引を実施したうちは、管理者ID、管理者パスワードに不正使用その他の事故があっても、当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、そのために生じた損害について責任を負いません。
管理者IDおよび管理者パスワードは厳重に管理し、他人に教えたり紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。なお、当金庫から管理者ID、パスワード等をお聞きすることはありません。
- 3) 管理者パスワードの変更は、使用端末機から随時行うことができます。この場合、管理者が変更前と変更後のパスワードを送信しますが、当金庫は、受信した変更前の管理者パスワードと当金庫に登録されている管理者パスワードが一致した場合に、管理者本人からの届出とみなしてパスワードの変更を行います。
安全性を高めるために、管理者パスワードは定期的に変更し、万一、他人に知られたような場合には、速やかに変更してください。

- 4) 本サービスの利用に際して、届出と異なる管理者パスワード等の入力当金庫所定の回数だけ連続して行われた場合は、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止します。
サービスの利用を再開するには、当金庫所定の方法により当金庫へ届け出てください。
- 5) パスワードは契約者のセキュリティ保護のため、当金庫所定の有効期限を有するものとします。
管理者は有効期限経過後、本サービスをはじめて利用する際に、有効期限を経過したパスワードを変更するものとします。

2. [利用者の本人確認]

- 1) 利用者が本サービスを利用する場合、使用端末機に利用者ID、および利用者用ログインパスワード（以下「利用者パスワード」といいます）を入力し、当金庫あてに送信するものとします。
なお、当該利用者パスワードは、利用者が本サービスの初回ログイン時に使用端末機から変更するものとします。当金庫は、送信されたこれらの各番号と当金庫に登録されている各番号との一致を確認した場合に、送信者を利用者本人とみなします。
- 2) 当金庫が前号の方法により本人確認を行い取引を実施したうへは、利用者ID、利用者パスワードに不正使用その他の事故があっても、当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について責任を負いません。利用者ID、利用者パスワード等は厳重に管理し、他人に知られることのないように十分注意してください。
- 3) 利用者パスワードの変更は、使用端末機により随時行うことができます。この場合、利用者が変更前と変更後のパスワードを送信しますが、当金庫は、受信した変更前の利用者パスワードと当金庫に登録されている利用者パスワードが一致した場合に、利用者本人からの届出とみなしてパスワードの変更を行います。安全性を高めるために、利用者パスワードは定期的に変更し、万一、他人に知られたような場合には、速やかに変更してください。
- 4) 本サービスの利用に際して、届出と異なる利用者パスワード等の入力当金庫所定の回数だけ連続して行われた場合には、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止します。
サービスの利用を再開するには、管理者が使用端末機から利用者パスワードを再設定するか、初期パスワードへの変更を行ってください。
- 5) 利用者パスワードは契約者のセキュリティ保護のため、当金庫所定の有効期限を有するものとします。
利用者は有効期限経過後、本サービスをはじめて利用する際に、有効期限を経過した利用者パスワードを変更するものとします。
- 6) 利用者が利用者パスワードを失念した場合、管理者が使用端末機から新しい利用者パスワードを再設定するか、初期パスワードへの変更を行ってください。なお、管理者が新しい利用者パスワードを再設定した場合、利用者は直ちに利用者パスワードを使用端末機から変更するものとします。
管理者が初期パスワードへの変更を行った場合には、変更後の初回ログイン時には、初期パスワードでログインして、直ちに利用者パスワードを設定してください。

第7条【取引の依頼】

1. [取引の依頼方法]

本サービスによる取引の依頼は、契約者が取引に必要な所定の事項を、当金庫の指定する方法により、正確に当金庫に伝達することで行うものとします。

2. [取引依頼の確定]

契約者は、依頼内容を当金庫の指定する方法で当金庫へ伝達してください。当金庫がそれを確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、当金庫が定めた方法で各取引の手続きを行います。

受付完了の確認は、使用端末機から当金庫所定の電子メールまたは照会機能で行ってください。

3. [取引依頼の効力]

契約者が本サービスにより当金庫へ送信した電磁的記録による依頼は、当金庫と契約者との取引において印章を押印した書面と同等の法的効力を有するものとします。

第8条【電子メール】

1. [電子メールアドレスの割当]

当金庫は、本サービスの管理者および利用者の電子メールアドレスを割り当てます。

契約者は、当金庫が必要と認めた場合には、本サービスに使用する上記電子メールアドレスを変更することに同意するものとします。

2. [到達みなし規定]

当金庫は、取引依頼を受けた外国送金や輸入信用状開設および条件変更（以下「輸入信用状開設等」といいます）を記入不備等の理由により返却する場合は、その旨を上記第1項による電子メールアドレスあて送信します。

なお、当金庫が当該電子メールアドレスあて送信したうちは、通信障害その他の遅延理由による未着、遅延が発生しても通常到達すべきときに到達したものとみなし、これに起因して契約者に損害が発生した場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

3. [利用条件]

本サービスで使用する電子メールアドレスは、本サービス専用であり、当金庫からの告知事項の受信専用です。したがって、電子メールの送信、および本サービス以外からの電子メールの受信はできません。

4. [無断転送または流用の禁止]

契約者は、当金庫から配信する情報の内容を無断転送、または流用することはできないものとします。

第9条【外国送金受付サービスの取扱い】

1. [定義]

外国送金受付サービスとは、契約者の使用端末機からの依頼に基づき、契約者が指定する支払指定口座から送金資金を引落としのうえ、外国送金を行うサービスです。

2. [取引成立時期]

外国送金は、本規定第7条第2項による取引依頼により依頼内容が確定し、当金庫が当金庫所定の時限に送金資金を引落としした時点にて成立するものとします。

3. [支払指定口座からの資金引落とし]

支払指定口座からの資金引き落としは、当座勘定規定、普通預金規定にかかわらず、小切手の振出、普通預金通帳および払戻請求書の提出を省略して、当金庫所定の方法により取扱うものとします。

4. [取扱制限事項]

次の各号に該当する場合、外国送金受付サービスによる外国送金のお取扱いはできません。

なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取扱いができないこととなった場合であっても、契約者は当金庫から契約者へのお取扱いできない旨の連絡、およびお取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。

- 1) 当金庫所定の時間に送金資金と送金手数料の合計額が支払指定口座の支払可能残高を超えるとき。
ただし、送金支払指定口座からの引落としがこのサービスによるものに限らず複数ある場合で、その引落としの総額が指定口座より引落とすことができる金額を超えるときは、そのいずれを引落とすかは当金庫の任意とします。なお、いったん送金資金決済が不能となった外国送金依頼については、所定の時限後に資金の入金があった場合でも原則としてお取扱いしませんので、再度お取扱いを依頼される場合は当金庫所定の手続きを行ってください。
- 2) 支払指定口座が解約済のとき。
- 3) 契約者から指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
- 4) 差押等やむを得ない事情があり当金庫が支払を不適当と認めたとき。
- 5) 外国送金受付サービスによる依頼が当金庫所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
- 6) 届出と異なる利用者パスワード等の送信を、当金庫所定の回数連続して行ったとき。
- 7) 外国送金が外国為替関連法規に違反するとき。

5. [為替相場の適用]

外国送金の取組時に適用される為替相場は次のとおりとします。

- 1) 外国送金通貨と支払指定口座の通貨とが異なる場合には、送金取組日における当金庫所定の外国為替相場を適用します。
- 2) 前号にかかわらず、契約者があらかじめ当金庫との間で為替先物契約(為替予約)を締結している場合において、外国送金依頼データに当該為替先物契約の予約番号を入力したときには、当該為替先物契約の予約相場を適用します。

6. [外国為替関連法規に関する諸報告の提出]

契約者は、外国為替関連法規の各種法令において、当局宛に書類等を提出する必要がある場合、当金庫所定の期間内に、当金庫宛に当該書類等を提出するものとします。

7. [海外送金取引規定の適用]

契約者は、当金庫に外国送金を依頼するにあたり、別途当金庫所定の「海外送金取引規定」を十分理解したうえで、これに従うものとします。

第10条【輸入信用状受付サービスの取扱い】

1. [定義]

輸入信用状受付サービスとは、利用者が使用端末機から行った輸入信用状の開設および条件変更の申込を受け付けるサービスです。

2. [取引成立時期]

輸入信用状の開設等は本規定第7条第2項による取引依頼により依頼内容が確定し、当金庫所定の手続き等が完了した時点にて成立するものとします。

3. [荷為替信用状に関する統一規則および慣例等への準拠]

輸入信用状受付サービスによる申込書等は、国際商業会議所制定の「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」に準ずるものとします。

また、本規定に定めのない事項については、契約者が当金庫あてに別途差し入れている「信用金庫取引約定書」および「外国為替取引約定書」それぞれの各条項に従うものとします。

4. [取扱いに関する制限事項]

次の各号に該当する場合、輸入信用状受付サービスによる輸入信用状開設等のお取扱いはできません。

なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取扱いができないこととなった場合であっても、契約者は、当金庫から契約者へのお取扱いできない旨の連絡、およびお取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。

- 1) 当金庫所定の手続きの結果、与信判断等当金庫の総合的判断により開設を行わないと決定したとき。
- 2) 契約者から支払指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
- 3) 輸入信用状受付サービスによる依頼が当金庫所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
- 4) 届出と異なる利用者パスワード等の送信を、当金庫所定の回数連続して行ったとき。

5. [外国為替関連法規に関する諸報告の提出]

契約者は、外国為替関連法規の各種法令において、当局宛に書類等を提出する必要がある場合、当金庫所定の期間内に、当金庫宛に当該書類等を提出するものとします。

6. [依頼内容の訂正・取消]

依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないものとします。

ただし、当金庫がやむを得ないものと認めて依頼内容の変更または取消を承諾する場合には、当金庫所定の方法により手続きを行うものとします。

第11条【取引内容の確認】

1. [通帳等による確認]

本サービスによる取引後は、速やかに通帳等への記入等により取引内容を照合し、取引内容の確認を行ってください。なお万一、取引内容・残高に相違がある場合、直ちにその旨を当金庫あて連絡してください。

2. [取引内容の記録]

当金庫は、本サービスによる取引内容を電磁的記録等により相当期間保存します。なお、本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、当金庫が保存する電磁的記録等の内容を正当なものとして取り扱います。

第12条【届出事項の変更等】

1. [預金口座に関する届出事項の変更]

契約者は、預金口座についての印章・名称・商号・代表者・住所・電話番号・その他届出事項に変更があった場合には、速やかに当金庫所定の書面によりお届けください。

2. [WEB利用に関する届出事項の変更]

本サービスの利用に際し事前に届出た英文社名、英文住所、その他の届出事項に変更があった場合は、速やかに当金庫所定の書面によりお届けください。

ただし、パスワード等当金庫所定の事項の変更については、使用端末機からの依頼に基づきその届出を受け付けます。

3. [到達みなし規定]

前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

また、届出事項の届出がなかったために当金庫からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなして取扱います。

第13条【免責事項】

1.〔遅延・不能等による損害〕

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があってもこれにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

- 1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
- 2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、使用端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- 3) 当金庫以外の者の責に帰すべき事由があったとき。

2.〔通信経路の特性および安全対策への了承〕

契約者は本サービスの利用に際し、公衆回線・インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

3.〔通信経路における盗聴等による損害〕

当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことにより、パスワードや取引情報等が漏洩したことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

4.〔通信媒体の稼動環境不備等による損害〕

使用端末機等の本サービスに使用する機器(以下「取引機器」といいます)および通信媒体が正常に稼動する環境については、契約者の責任において確保してください。

当金庫は、本契約により取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。

万一、取引機器、通信媒体等、およびプロバイダの設備が正常に稼動しないために取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

5.〔書類の偽造、変造または盗用による損害〕

当金庫が申込書等に使用された印章と届出の印章とを相応の注意を持って照合し、相違ないと認めて取扱いを行った場合に、これらの書類につき偽造・変造・盗用または不正使用等があったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6.〔郵送途上のID等漏洩による損害〕

当金庫の設定したID、初期パスワード等が郵送上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者(当金庫職員を除きます)がID、初期パスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

7.〔契約者の規定違反による損害〕

当金庫がこの規定により取扱いしたにもかかわらず、契約者がこの規定により取扱わなかったために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8.〔契約者の誤入力により生じた損害〕

当金庫は、契約者が本サービスへ入力した内容を確認する責任を負いません。

契約者の誤入力によって生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

9.〔当金庫のサービス休止にともなう損害〕

当金庫が本サービスを休止・廃止したことにより生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

10. 【その他】

当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が責任を負うべき範囲は、当金庫の責めに帰すべき事由により直接発生した損害に限られるものとします。当金庫はいかなる場合であっても間接損害、特別損害、その他契約者に生じる一切の損害について、損害賠償等の責任を負いません。

第14条【海外からの利用】

本サービスは、原則として国内からのご利用に限るものとし、契約者は海外からのご利用については、各国の法律制度・通信事情等によりご利用いただけない場合があることに同意するものとします。

第15条【通知手段】

契約者は、当金庫からの通知・確認・ご案内等の手段として、当金庫ホームページへの掲示が利用されることに同意します。

第16条【サービスの休止】

1. 【通常時】

当金庫は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止時期および内容について第15条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。

2. 【緊急時】

本条第1項の規定にかかわらず緊急かつやむを得ない場合に限り、当金庫は、契約者へ事前に通知することなく本サービスを一時停止または中止できるものとします。

この場合は、この休止の時期および内容について第15条の通知手段により後ほどお知らせします。

第17条【サービスの廃止】

当金庫は、廃止内容を第15条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスで実施しているサービスの全部または一部を廃止することができるものとします。

なお、サービスの全部または一部廃止時には、本規定を変更する場合があります。

第18条【サービス内容の追加】

1. 【基本事項】

当金庫は、第1条記載の各種サービス以外の新サービスを追加することができるものとします。

2. 【追加したサービス利用の申込み】

契約者が追加した新サービスの利用を希望する場合は、新サービスについて当金庫が定める利用申込手続きを行うものとします。

第19条【規定の変更】

当金庫は、本規定の内容を任意に変更できるものとします。変更の内容や変更日については、当金庫ホームページに記載するなど、当金庫所定の方法でお客さまに通知します。変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。なお、当金庫の任意の変更により損害が生じた場合であっても、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第20条【業務委託の承諾】

1. 【情報開示への同意】

当金庫は、当金庫が任意に定める第三者(以下「委託先」といいます)に業務の一部を委託し、必要な範囲内で契約者に関する情報を委託先に開示できるものとし、契約者はこれに同意することとします。

2. 【センター業務外部委託への同意】

当金庫は、委託先に本サービスを構成している各種サーバシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意することとします。

第21条【規定の準用】

本規定に定めのない事項については、当金庫の各種預金規定・預金口座振替規定・海外送金取引規定・信用金庫取引約定書・外国為替取引約定書ならびに荷為替信用状に関する統一規則および慣例により取扱います。

第22条【解約等】

1. 【任意解約】

本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、契約者から当金庫に対する解約通知は、当金庫所定の書面により行うものとし、なお、解約の効力は当金庫が解約通知受付後に、解約手続きを完了した時点から発生するものとし、解約手続き完了前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

2. 【強制解約】

契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合、当金庫は本契約を解約できるものとし、なお、当金庫が契約を解約する場合、契約者に対してその旨の通知を郵便等の手段により発送した時点で解約されたものとし、解約時までには処理が完了していない取引の依頼については、当金庫はその処理を行う義務を負いません。

- 1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- 2) 手形交換所(これに準ずる施設を含みます)の取引停止処分を受けたとき。
- 3) 住所変更の届出を怠るなど、契約者の責に帰すべき事由により当金庫において契約者の所在が不明となったとき。
- 4) 本項第1号および第2号の他、契約者が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申立てたとき、あるいは自ら営業の停止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
- 5) 契約者の預金その他の当金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき。
- 6) 相続の開始があったとき。
- 7) 契約者が本サービスの利用手数料を支払わないとき。
- 8) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
- 9) 契約者が本規定に違反した場合等、当金庫が解約を必要とする相当の事由が生じたとき。
- 10) 当金庫から発送した郵便物が不着等で返却されたとき。

3. 【暴力団排除条項による解約】

前項のほか、契約者において、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当金庫は、いつでも契約者に事前に通知することなく本サービスの利用契約を解約することができるものとし、

- 1) 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - <1> 暴力団
 - <2> 暴力団員
 - <3> 暴力団準構成員

- 〈4〉 暴力団関係企業
- 〈5〉 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団
- 〈6〉 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- 〈7〉 その他前各号に準ずる者
- 〈8〉 〈1〉から〈7〉のいずれかに該当する者（以下これらを「暴力団員等」といいます）が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- 〈9〉 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- 〈10〉 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- 〈11〉 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- 〈12〉 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- 〈1〉 暴力的な要求行為
- 〈2〉 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 〈3〉 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 〈4〉 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損、または当金庫の業務を妨害する行為
- 〈5〉 その他前各号に準ずる行為

3) この解約により契約者に損害が生じた場合にも、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫に損害が生じた場合は、契約者がその責任を負うものとします。

4. 【その他】

第5条に定める支払指定口座が解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。

第23条【譲渡・質入れ等の禁止】

当金庫の承諾なしに本サービスに基づく契約者の権利の譲渡・質入れ、貸与をすることはできません。

第24条【契約期間】

本契約の当初契約期間は、申込書に記載されている申込日から起算して1年間とし、契約者または当金庫から特段の申し出がない限り、契約期間満了日の翌日から自動的に1年間継続されるものとします。
継続後も同様とします。

第25条【準拠法と合意管轄】

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関する紛争については、当金庫本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

記載の内容は平成26年4月1日現在です。